

<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>ただいまから、皆川治の市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届出者は、ありません。</p> <p>出席者は、定足数に達しております。</p> <p>本委員会の傍聴の申し出がありましたので、既に入室しておられますので、ご了承願います。なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長において、これを許可しておりますので、ご了承下さい。</p> <p>傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。入室時にお渡ししておりますが、改めて申し上げます。委員会審議の妨げにならないように私語等は慎んでいただくほか、携帯電話その他電子機器類の電源を切るようお願いいたします。また、クールビズに入っておりますので、室内が暑い場合は、上着をとって下さっても結構ですので、なお、申し添えます。</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。初めに、報告であります。</p> <p>報告1 職員アンケートについてを報告します。</p> <p>前回の委員会では、添書の一部についてなどの修正のご指摘をいただき、協議の結果、修正については、正副委員長に一任をいただきました。協議の趣旨を踏まえまして、添書の冒頭の一部を変更し、また、現職の職員は、ワードによるアンケート用紙の提出を可とするとともに、退職者の方々に對しましても、自由記載欄については、ワード等の電子による提出を可とする内容の修正を行いました。そして、去る5月6日に現職職員及び退職者の方々にアンケートを送付いたしましたので、報告いたします。事務局お願いします。</p>
<p>事務局主幹</p>	<p>送付件数につきましては、現職1,097件、退職者174件を送付いたしております。</p> <p>昨日現在、5月12日ですけれども、回答数が212件来ているものでございます。以上報告終わります。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>次に、協議に入ります。</p> <p>初めに、記録の提出請求の回答状況について、を議題とします。</p> <p>前回の委員会では、保留となっていました記録の請求については、弁護士の助言を参考に、任意の書式で、請求したい記録の存否等について、照会をいたしました。</p> <p>照会の結果、事前に配付しました記録の一覧表及び回答書のとおり、12番及び21番については、記録は存在する。また、22番については、記録は不存在であるとの回答が、それぞれございました。</p> <p>存在すると確認された記録の請求の有無について、一括して協議を行い、採決は、個別に行います。</p>

	<p>なお21番につきまして、前回の委員会で、職員アンケートについて、この委員会の目的外なのではないか等の疑義が出ましたので、弁護士へ照会をいたしました。照会の結果、本委員会の調査事項が市長の本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項となっているので、市長以外のパワハラ疑惑に関する事項の記録の請求は、本委員会の調査事項の対象範囲外であるので、請求することは難しいのではないかと いうご助言をいただきました。弁護士からの助言も参考にして、これからの協議を行います。</p> <p>委員の皆さん、何かご意見ございませんか。よろしいですか。はい、石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>弁護士からの見解として、市長以外のことはというような話あったんですけども、そもそも市職員へのアンケートの内容を、どういった設問をして、どういった答えをもらっているのかが、分からない中で、例えばこれで請求するとなった場合、その判断はどちらになるのかだとか、あのこちらには、アンケート用紙自体全くない状態ですので、その判断って、どのようになっていくんでしょうか。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、お手元の回答書の中にありますが、アンケートについて、ありますという存在の回答をいただいておりますので、これについてですね、それ以外の特定の書類名だとか、それから範囲だとか、そういったものは記載が難しいのかなというふうに思いますので、回答書のとおり、アンケートについてということで、出したらいかがかなというふうに、私は考えています。そして、あとそれから先は、相手先のほうで判断されてですね、どういった形で出てくるか、それによってですね、またこの場で協議をしてきたいというふうに思っております。よろしいですか、石井委員。じゃそのように進めたいと思います。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。はい、じゃあ進めます。それでは、採決いたします。請求する記録一覧表12番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて、採決を行います。</p> <p>請求する記録一覧表12番の記録については、回答書、問2(1)、(2)の記録を、地方自治法第100条第1項の規定に基づき提出を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。田中委員は違いますかね。</p> <p>はい、挙手多数であります。よって、そのように決しました。</p> <p>次に、請求する記録一覧表21番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて、採決を行います。よろしいですか。</p> <p>はい、請求する記録一覧表21番の記録について、回答書、問2(1)の、市長のパワハラ疑惑に関する部分の記録を地方自治法第100条</p>

	<p>第1項の規定に基づき、賛成の委員の挙手を求めます。          賛成多数であります。よって、そのように決しました。          次に、ただいま可決されました記録の提出期限を5月23日とすることにご異議ございませんか。          (異議なしの声)          はい、異議なしと認めます。よって、記録の提出期限を5月23日とすることに決しました。はい、石塚委員</p>
<p>石塚 慶委員</p>	<p>はい、ただいま資料の請求について追加で可決、提出をされたわけなんですけれども、記録の追加での存否確認の提案をさせていただきたいと思えます。          支援者に対して、やりとりを示す記録やメモの請求ということでありましたけれども、去る令和4年1月18日の全員協議会の中で市長が支援者から手紙をいただいている、令和3年8月の28日ですかね、はい、いただいているという発言がありました。          この手紙についても、収支報告書不記載訂正に関する重要な記録であるというふうに思えますという、そのような理由から記録の請求も併せてお願いしたいと思えますが、まずはこの手紙の存否を市長に確認をしていただきたいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、ただいま石塚委員の方からご提案がありました。このことにつきまして、ほかの委員の皆さんからご意見いただきたいと思います。よろしいですか。はい、じゃあ進めます。          それでは、ただいまご提案ありました記録の請求について、記録の存否を照会することについて採決を行います。皆川市長に対しまして支援者からの手紙について存否を照会することについて賛成の委員の挙手を求めます。          はい、挙手多数であります。よって、そのように決しました。          次に、協議題の2に入ります。証人喚問についてを議題とします。          この際、お諮りします。前回の委員会同様に、これから以降協議する事項を公開で協議することについては、証人尋問の日時、場所が特定されるため、証人の人権に最大限配慮する必要があることからこれからの協議は、本調査特別委員会運営要領2(2)会議の公開等(委員会条例第20条)に基づきまして、秘密会で協議することについて、採決をしたいと思えます。          これから以降の協議を秘密会で協議することに、賛成の委員の挙手を求めます。          はい、挙手全員であります。よって、そのように決しました。          このことから委員外議員以外の傍聴を認めないこととします。          一般傍聴者及び報道機関の方々に申し上げます。これからの協議内容により、本日の委員会散会まで秘密会となる見込みであることを申</p>

	<p>し添えまして、委員会室からの退室を求めます。暫時休憩いたします。          (報道関係者、傍聴人退室)          (暫時休憩)</p> <p>再開します。委員及び委員外議員の皆様に変更して申し上げます。会議規則第113条の規定により、秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならないことになっており、他に漏らした場合は、懲罰の対象になりますので、ご留意願います。</p> <p>それでは、協議に入ります。</p> <p>前回の委員会では、調査事項の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項について、4人の証人の尋問順番及び尋問事項について決定し、証人尋問の日時については、事前に証人と日程調整を行うことと確認いたしました。</p> <p>まず最初に、日程調整状況等について、事務局から報告を受けて、その後に協議に入ります。</p> <p>事務局から報告をさせます。事務局主幹</p>
事務局主幹	<p>それでは、お手元にあります。証人出頭意向調査書の結果について、ご報告いたします。それぞれ、お二方から提出を求めまして、一括して説明いたしますけれども、まず出頭日時につきましては、お二人ともこの記載の日時等にご希望がございました。</p> <p>この2番につきましては、証人尋問の委員会が公開で行われた場合、マスコミからの報道の申し出が想定されますので、撮影や録音の申し出があった場合、どの程度希望されますかということで、それぞれ①に希望がなっているものでございます。</p> <p>それから、補佐人同伴願いにつきましては、お二人とも、ここの記載のとおり、同じ弁護士さんを同伴させたいということで、申し出があるものがございます。説明は以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>最初に、証人尋問の日時について、協議を行います。</p> <p>ただいまの報告を踏まえまして、証人の意向を尊重しまして、委員長としては、出納責任者の証人尋問の日時を5月27日(金曜日)午後1時から、2番の元県議の証人尋問の日時を5月27日(金曜日)同日の午後3時からとしたいと考えております。このことについて、何かご意見ございますか。よろしいですか。</p> <p>証人の方の意見を尊重いたしまして、証人尋問の日時につきまして採決いたします。</p> <p>証人尋問の日時につきましては、私の提案のとおり、出納責任者の証人尋問の日時を5月27日(金曜日)午後1時から、元県議の証人尋問の日時を5月27日(金曜日)同日の午後3時からとすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。よって、そのように決しました。</p>

	<p>次に、補佐人同伴願いについて協議を行います。このことにつきまして、何かご意見ございますか。ございませんか。はい、それでは本件につきましては、それぞれの証人の方から補佐人同伴願いの申出が提出されております。</p> <p>お諮りします。それぞれの証人の申出のとおり、補佐人の同伴を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>はい、異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> <p>次に、証人尋問の公開等の取り扱いについて協議に入ります。それぞれの証人の尋問についての公開等の取り扱いについて、何かご意見ございますか。ございませんか。はい、それでは出納責任者の証人尋問については、公開、秘密会、非公開の場合は、秘密会とすることになりますが、それぞれ採決を行いたいと思います。</p> <p>出納責任者の証人尋問は、秘密会とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。よって、そのように決しました。</p> <p>次に、元県議の証人尋問については、やはり同じく公開または非公開の秘密会とすることにつきまして、ご意見ございますか。ございませんか。</p> <p>はい、それでは採決を行います。元県議の証人尋問は、秘密会とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手全員であります。よって、そのように決しました。</p> <p>次に、開催場所、会場レイアウトについてを協議いたします。事前に配付しました開催場所、会場のレイアウトについてご意見ございませんか。どうですか。はい、秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>お示ししていただいた原案では、証人、こうほぼ対面みたいになって、証人が緊張あんまりするんじゃないかなど。もう少し、普通のあの会議、傍聴人あんまりいない訳ですから、普通の口の字型にさせていただいて、証人も少し緊張をほぐしながら話ができるように考えてあげた方がいいんじゃないかなと思うんですよね。これもう被告人席みたいですよ。その方がいいかと思えますけども、いかがでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいま秋葉委員から別のレイアウトということでご提案がございました。このことについて、事務局で考えましたレイアウトの案と秋葉委員の提案のありましたレイアウトについて、皆様のご意見を頂戴したいと思います。どうしますか。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>口の字ということなんですけれども、多分ここが一行、こう斜めに、ハの字と言うんでしょうかね、こうなれば、お顔も見れる形になりますし、あまり圧迫も無いのかなと思いますので、ちょっとやってみないあれですけど、斜め、こういう形、それぞれ展開していくとどうな</p>

	<p>のでしょうかという提案です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、あの会場としてはこの委員会室になります。机の並べ方の問題になってくるかと思しますので、尋問する委員の方、それから証言する証人の方がそれぞれ顔が見えて、それぞれやり取りできる形がいいのではかなということでもまったく口の字よりはその方がいいという提案もございました。</p> <p>ほかの委員の方、ご意見ございませんか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>補佐人がいるわけですけども、多分、我々も初めてですが証人の方も初めてかと思えます。補佐人の方は、経験あるのか分からないんですけどもこう縦に並んでいる形だと補佐するとき、かなりやりづらいかんと思うので、ほかでどういったふうに行っているのか分からないんですけども、横並びで、ちゃんと補佐できる態勢をつくってあげる配慮が必要かなと思えます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今石井委員からの提案ございました。事務局でこの形にした理由、お願いします。</p>
事務局主幹	<p>この形の先例としましては、議員定数の参考人から意見を聞くときにこのスタイルをとったということで、当初、通常のハの字にしたりすると、ちょっと委員長が主尋問されるわけですけども、三列片側になります。ちょっと距離感があるのかなんてこともありましてですね、それで、あと、どなたの委員がこう質問されるかも分からないこともありまして、なるべくそれぞれ委員長以外は、自席でされるってこともありますので、その顔が見えるような雰囲気もよろしいのかなと思っておりますね、基本的にこうしたのは委員長と証人の距離を詰めたいなど。あまり離れすぎても、こう尋問しているようなちょっと雰囲氣的には、ちょっと感覚的に遠いのかなってことも考えまして、このような詰めるような格好を事務局案としては提案させていただいた次第でございます。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>あと石井委員からの質問がこの証人の方と補佐人の配置の場所がですね今案ですと後ろになっているんですが、このことについては横にした方がいいのではないかと案が出ました。このことについての報告をお願いします。</p>
事務局主幹	<p>補佐人につきましては、同伴は認められましたが、当日の証人のときには、補佐人ご自身は発言することはできません。</p> <p>あくまでも証人の方からこれどうだろうということで、証人の方からアドバイスを求めるときに、委員長の許可をもらいながらすることで、逆にちょっとやり取りが怪しくなってきたことで、補佐人が証人のほうにこういうことだってことも言えないってことでですね、あと参考書の方もそういうようなことを考えると、並列よりかは後ろが望ましいということもございまして、あと他の議会そんなに</p>

	<p>分からない、1つは大阪の池田市ですけども、やはり証人の後ろにそういう代理人等配置していたということのを参考に、このようなもの参考書、実例を参考に提案させていただきました。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、今の報告もございましたけれども皆さんの意見も踏まえましてどのようにしたらいいかということですがどうですか。どうですか。ございませんかほかに。じゃあ採決したいと思いますがいいですか。はい、それでは案としては、(何事かいう者あり) じゃあ今…口から少し変形して…</p> <p>(「口って言っても結局あれなんですよ。そこ3列なって、証人は真ん中にくるわけですよ。そういうことですよ。であれば長さ的には斜めの方が若干近いような。いう気はするんですけど。」という者あり)</p> <p>両側に長くなりますね。はい、こうハの字型っていうのが尾形委員の提案でした。</p> <p>(「それで記者席辺りの方にこうお座り、位置的になるのかなという、それで前後になるのかなって」という者あり)</p> <p>じゃあ分かりやすくそのようにしたいと思います。それでは石井委員から提案あった証人と補佐人の関係の位置はこれでよろしいですか。報告ありましたように他市の例もあったということなんです。よろしいですか。はい、じゃあそれはこのように原案のと通りの配置にしたいと思います。それでは机の配置、ほかの委員と証人との配置ですが、原案どおりとすることに賛成の方いらっしゃいますか。</p> <p>はい、原案どおり、お2人ですね。</p> <p>はい、それでは尾形委員からの提案で、口の字の形よりも1つ広げた形のハの字という表現にしたいと思いますが、ハの字型にしたかどうかということに、賛成の委員の挙手を願います。ハの字。それでは、尾形委員から提案ありましたハの字型に配置をしたいというふうに思います。それで決定をいたします。</p> <p>次に、尋問方法等について、協議に入ります。</p> <p>本調査特別委員会運営要領6、証人尋問(4)に基づきまして、証人1人につき、おおむね2時間を目安にしたいと考えています。また、証人への尋問についてですが、事前に配付してあります第5回委員会において決定いたしました証言を求める事項一覧表のとおり、最初に委員長が総括的に主尋問を行い、委員長の尋問の終了後、各委員が委員尋問事項について、個別に補足尋問を行うことにしたいと考えています。</p> <p>尋問の方法は、一問一答方式とすることにしております。出納責任者及び元県議への委員尋問項目と委員の分担につきましては、各委員の意向を集約した上で、正副委員長で協議の上、決定したいと思いますので、正副委員長に一任をお願いしたいと思っております。</p>

	<p>これにご異議ございませんか。          (異議なしの声)          よって、そのように決しました。          事前に委員の皆さんから委員尋問の意向を集約したいと考えておりますので、5月20日金曜日まで事務局に、出納責任者または元県議に対する委員尋問の尋問項目及び尋問する委員のお名前を記載の上、提出するようにしてください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上で証人喚問に当たっての委員会での議決事項であります、1 出頭を求める者の氏名、2 証言を求める事項、3 出頭すべき日時・場所について、当該事項すべてを委員会で議決いたしました。よって、私から議長へ証人出頭要求書を提出し、議長から関係者に対しまして、証人出頭請求書を送付することになります。          最後に、次回開催日時についてですが、本日の協議で、今回は出納責任者及び元県議への証人尋問を行います。          出納責任者への証人尋問は、5月27日金曜日午後1時、元県議への証人尋問は、5月27日金曜日当日の午後3時からの予定です。それでは、よろしいですか、このことについては、はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>本日の次第なんですけれども、協議の2が証人喚問になっていて、尋問と喚問と、いろいろごちゃごちゃしていて、訂正お願いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、この証人喚問と証人尋問の違いなんですけど、主幹、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局主幹	<p>ちょっと難しい所もあるんですけど、喚問というのは、呼ぶという部分もありまして、尋問というのが、実際その、当日尋問するというような使い分けもございまして、今日はまず呼ぶことについての、またいろいろ細部が、決まったことがあったものですから、ちょっとこういう表記にさせていただいたということで、今回は、尋問になりますので、証人尋問というふうなものになるかと思っております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そういうことでしたので、ご了承願いたいと思います。ほかにございますか。確認したいこと等、ございませんか。          はい、それでは進めます。それでは協議は、全て終了いたしましたので、その他に入ります。その他で何かございませんか。          じゃあ事務局から、その他についてお願いします。</p>
事務局主幹	<p>今回の資料と添付しました、訂正願いの資料の記載追加の件で、経緯をご説明いたします。前回の委員会で、選挙運動収支報告書の訂正願いについて、ご指摘をいただきました。          ご指摘いただきました記録につきましては、出納責任者及び選挙管理委員会に対しまして、同じ記録の請求を求めていたものでございます。事務的な処理についてとありますが、先にですね、出納責任者から本委員会に記録が送付されましたので、各委員の皆様には、出納責</p>

	<p>任者から送付された分の写しをお配りいたしました。</p> <p>選挙管理委員会から送付された時点で、こちらに来た時点で、記録の確認を行ったんですけども、その訂正願いの鏡の部分のみしか、同じだろうという思い込みがございまして、そこで選管分は、コピーしなかったものでございます。</p> <p>ただ、このたびご指摘をいただきましたので、再度確認いたしますと、鏡以降の2ページ部分が、相違していることが分かりましたので、この選挙管理委員会から提出されました書類につきましても、写しを付けまして、第6回本委員会の委員資料と合わせて事前に配付させていただいた次第でございます。対応に不備があり、誠に申し訳ございませんでした。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、じゃあ差し替えをお願いしたいと思います。さきにお渡ししている資料と、差し替えをお願いいたします。</p> <p>はい、その他につきまして、委員の皆様から何かございますか。ありませんか。</p> <p>それではないようですので、以上で皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。</p>